

(趣旨)

**第1条** この規則は、別に定めるもののほか、本組合の公印に関し必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

**第2条** 公印の名称、寸法、書体、印材、使用区分、個数及びひな形は、別表のとおりとする。

(公印の管理)

**第3条** 公印は、事務局長が管理する。

2 事務局長は、公印の管理に当たっては、常に善良な管理者の注意を怠ってはならない。

(公印の使用)

**第4条** 公印を使用しようとする者は、押印を要する文書に決裁済みの原議書を添えて、事務局長に提示し、その承認を経た後、様式第1号による公印使用簿に必要事項を記載した上、押印し、かつ、契印しなければならない。ただし、契約書その他契印することが不相当であると認められる文書については、契印を省略することができる。

2 前項の規定により公印を使用した者は、原議書の所定欄に公印使用日付印を押印しなければならない。

3 公印の持出しを必要とする者は、様式第2号による公印持出許可願を事務局長に提出して、その許可を受けなければならない。

(印影の印刷)

**第5条** 公印は、証票等に押印することが著しく事務に支障を来す場合等特に必要があると認められるときは、当該証票等にその印影(縮小したものを含む。)を印刷することができる。この場合においては、印刷の都度、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により印刷に使用した印影の原版は、公印の取扱いに準じ、事務局長が厳重に保管し、又は悪用されるおそれがないよう廃棄しなければならない。

3 第1項の規定により公印の印影を印刷した証票等は、厳重に保管し、常にその使用状況を明らかにするとともに、当該証票等が不用となったときは、直ちに、裁断、焼却等の方法により破棄しなければならない。

(電子公印)

**第6条** 電子計算機を利用して作成する文書のうち、公印を押印すべきものについて、当該文書に電子計算機に記録された公印の印影(以下「電子公印」という。)を打ち出すことが適当であると認められるときは、電子公印を当該文書に打ち出して公印の押印に代えることができる。この場合においては、電子公印を使用しようとする文書の種類ごとに当該電子公印の使用について、事務局長の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により電子公印を使用しようとする者は、電子公印を使用する文書の偽造及び不正使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(公印の新調等)

**第7条** 事務局長は、公印を新調し、改刻し、又は廃止しようとするときは、管理者の決裁を受けなければならない。

2 前項の規定により廃止した公印は、事務局長において5年間保存しなければならない。

(公印の告示)

第8条 公印を新調し、改刻し、又は廃止したときは、印影を付して告示しなければならない。ただし、紛失又は破損による公印廃止の告示には、印影を必要としない。

(公印の事故届)

第9条 事務局長は、その管理する公印に関し紛失、盗難その他の事故が生じたときは、直ちに、その旨を管理者に報告しなければならない。

(公印の登録)

第10条 事務局長は、様式第3号による公印台帳を備え、全ての公印を登録し、公印の新調、改刻又は廃止があったときは、その都度公印台帳を整備しなければならない。

2 公印台帳は、その公印の使用が終わった後も、永久に保存しなければならない。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

名称	寸法 (単位ミ リメート ル)	書体	印材	個数	ひな形
組合印	方 24	てん書	木	1	紀南環境 広域施設 組合之印
管理者印	方 24	てん書	角	1	紀南環境広 域施設組合 管理者之印
副管理者 印	方 24	てん書	木	1	紀南環境 広域施設 組合副管 理者之印
管理者職 務代理人 印	方 24	てん書	木	1	紀南環境広 域施設組合 管理者職務 代理人之印
事務局長 印	方 21	てん書	木	1	紀南環境 広域施設 組合事務 局長之印

会計管理者印	方 24	てん書	木	1	紀南環境 広域施設 組合会計 管理者印
出納員印	方 18	てん書	角	1	紀南環境広 域施設組合 出納員之印

様式第1号  
(第4条関係)

公 印 使 用 簿

( 年度)

使用月日	発信者名	宛 名	件 名	使用者

様式第2号  
(第4条関係)

事務局長	係

公 印 持 出 許 可 願

年 月 日

1	持 出 先	
2	持出しを要する理由	
3	使用予定の書類名及びその部数	部
4	持 出 期 間	月 日から 月 日まで
5	使用した書類名及びその部数	部
6	持 出 者	⑩
7	取 扱 上 の 注 意 事 項	使用書類及びその部数に変更のあったときは、帰庁後公印管理者に報告し、5欄の記載をすること。

